

目標設定する項目に○

別表 9

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目 標 項 目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 地区内での経営面積の拡大	事業実施地区内において、利用権の設定等又は農作業の受託をして現状の経営面積より 3 割以上又は 4 h a 以上の拡大を行う。
事業関連取組目標	別表 10 で定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する項目を目標として設定すること。
② 付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大に取り組む。
③ 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
④ 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売への取組、有機 J A S の認証取得等により、農産物の価値向上を行う。または、異分野の事業者との連携等により農産物の加工や新たな市場の開拓を行う。
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開を行う（品目転換を行うことを含む。）。
⑥ 経営管理の高度化	ア 農業経営の法人化を行う。
	イ 青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。
⑦ 環境配慮の取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減又は環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける。
⑧ 労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。

注：事業関連取組目標は、原則として経営体の取組全体を対象として設定するものとする。